

佐世保市特別支援教育就学奨励費支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、市立の小学校、中学校及び義務教育学校（以下「小中義務教育学校」という。）の特別支援学級に在籍し、又は通級指導教室に通学する児童又は生徒及び小中義務教育学校の通常の学級に在籍し、かつ、肢体不自由のため常時通学に付き添いを要し、又は学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童又は生徒の保護者等（児童又は未成年の生徒については学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。）に対して、その経済的負担を軽減するため、特別支援教育就学奨励費（以下「奨励費」という。）を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 この要綱の奨励費の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、前条に規定する小中義務教育学校の保護者等とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、支給対象者から除くものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に該当する者
- (2) 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励について国が援助に関する法律（昭和31年法律第40号）第2条に該当する者で就学援助の支給を受けている者
- (3) 佐世保市遠距離通学児童生徒通学費補助金交付要綱（昭和54年4月1日施行）第2条に該当するもので補助を受けている者

(奨励費の支給費目)

第3条 奨励費は、別表の左欄に掲げる支給対象者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる支給費目を支給するものとする。

(申請)

第4条 奨励費を受けようとする者は、年度ごとに別に定める申請書に必要な書類を添えて、当該児童又は生徒が在籍する小中義務教育学校の校長（以下「学校長」という。）を経て教育委員会に申請しなければならない。

(支給額及び支給方法)

第5条 奨励費の支給額及びその支給方法は、教育委員会が別に定める基準に基づき決定する。

(決定)

第6条 教育委員会は、第4条の規定による申請を受けたときは、奨励費受給の可否を決定する。

2 教育委員会は、前項の規定により奨励費受給の可否を決定したときは、当該申請者に通知するとともに、当該申請者の児童又は生徒が在籍する学校長に通知する。

(支給の期間)

第7条 奨励費を支給する期間は、教育委員会がその支給を決定した月から当該年度末までとする。ただし、前条の規定により奨励費の受給者として決定した者が決定月前から継続して第2条に規定する支給対象者の要件に該当するものであるときは、当該決定者に係る支給対象期間には当該要件に該当することとなった月（その月が当該年度以前であるときは、当該年度の4月1日）から決定月の前月までの期間を加えるものとする。

(決定の取消し)

第8条 教育委員会は、奨励費の支給を受ける者について奨励費を必要とする事由が消滅したと認めたときは、その決定を取り消し、当該人及び当該人の児童又は生徒が在籍する学校長に速やかに通知するものとする。

(返還)

第9条 教育委員会は、奨励費の支給を受ける者が次の各号のいずれかに該当するときは、その決定を取り消し、又は既に支給した奨励費の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により奨励費の支給を受けたとき。
- (2) 奨励費支給の決定に当たり、教育委員会が付した条件に違反し、又は奨励費をその目的以外に使用したとき。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか奨励費の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月7日から施行し、令和7年度の予算に係る奨励費から適用する。

別表（第3条関係）

支給対象者		支給費目
特別支援学級に在籍する児童又は生徒の保護者等	収入額が需要額の2.5倍未満	学校給食費、通学費、修学旅行費、校外活動費、学用品・通学用品購入費、新入学用品費
	収入額が需要額の2.5倍以上	通学費
通級指導教室に通学する児童又は生徒の保護者等		通学費
通常の学級に在籍し、かつ、肢体不自由により通学に付添いを要する児童又は生徒の保護者等		通学費
通常の学級に在籍し、かつ、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童又は生徒の保護者等	収入額が需要額の2.5倍未満	学校給食費、通学費、修学旅行費、校外活動費、学用品・通学用品購入費、新入学用品費
	収入額が需要額の2.5倍以上	通学費

備考 「収入額」及び「需要額」とは、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号）第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領について（平成20年4月1日付20文科初第237号文部科学省通知）に定めるところにより算定し、及び測定したものをいう。